

掛川市外 2 組合公平委員会規則第 2 号

掛川市外 3 組合公平委員会議事規則等の一部を改正する規則をここに制定する。

平成25年 4 月 30 日

掛川市外 2 組合公平委員会
委員長

掛川市外 3 組合公平委員会議事規則等の一部を改正する規則

(掛川市外 3 組合公平委員会議事規則の一部改正)

第 1 条 掛川市外 3 組合公平委員会議事規則（平成17年掛川市外 2 組合公平委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

掛川市外 2 組合公平委員会議事規則

第 1 条中「掛川市外 3 組合公平委員会」を「掛川市外 2 組合公平委員会」に改める。

(掛川市外 3 組合公平委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正)

第 2 条 掛川市外 3 組合公平委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成17年掛川市外 2 組合公平委員会規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

掛川市外 2 組合公平委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則

第 1 条中「掛川市外 3 組合公平委員会」を「掛川市外 2 組合公平委員会」に改める。

(掛川市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則の一部改正)

第 3 条 掛川市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の審査の請求に関する規則（平成17年掛川市外 2 組合公平委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「掛川市外 3 組合公平委員会」を「掛川市外 2 組合公平委員会」に改める。

(掛川市外 3 組合職員団体の登録等に関する規則の一部改正)

第 4 条 掛川市外 3 組合職員団体の登録等に関する規則（平成17年掛川市外 2 組合公平委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

掛川市外 2 組合職員団体の登録等に関する規則

様式第 1 号中「掛川市外 3 組合公平委員会委員長」を「掛川市外 2 組合公平委員会委員長」に改める。

様式第 3 号中「掛川市外 3 組合公平委員会」を「掛川市外 2 組合公平委員会」に改める。

様式第 4 号及び様式第 7 号中「掛川市外 3 組合公平委員会委員長」を「掛川市外 2 組合公平委員会委員長」に改める。

様式第 8 号から様式第11号までの規定中「掛川市外 3 組合公平委員会」を「掛川市外 2 組合公平委員会」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。